

# 平成 26 年第 15 回 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成26年第15回教育委員会会議

1 日 時 平成26年 7 月18日（金） 13時30分～15時40分

2 場 所 S T V 北 2 条ビル 4 階 教育委員会会議室

3 出席者

|              |     |     |
|--------------|-----|-----|
| 委 員 長        | 山 中 | 善 夫 |
| 委 員          | 臼 井 | 博   |
| 委 員          | 池 田 | 光 司 |
| 委 員          | 池 田 | 官 司 |
| 委 員          | 阿 部 | 夕 子 |
| 委 員          | 町 田 | 隆 敏 |
| 教育次長         | 西 村 | 喜 憲 |
| 生涯学習部長       | 梅 津 | 康 弘 |
| 生涯学習推進課長     | 田 中 | 祥 之 |
| 生涯学習係長       | 近 藤 | 光 雄 |
| 生涯学習係員       | 永 山 | 明日香 |
| 学校教育部長       | 大 友 | 裕 之 |
| 児童生徒担当部長     | 松 田 | 昌 樹 |
| 教育推進課長       | 井 口 | 誠 一 |
| 学びの支援係長      | 塩 越 | 寛 史 |
| 特別支援教育推進担当係長 | 田 中 | 進 一 |
| 学びの支援係員      | 小 林 | 英 輔 |
| 中等教育学校担当課長   | 宮 地 | 宏 明 |
| 中等教育学校担当係長   | 村 上 | 玄 光 |
| 中等教育学校担当係員   | 松 本 | 剛 典 |
| 教職員担当部長      | 引 地 | 秀 美 |
| 教職員課長        | 油 屋 | 誠   |
| 服務担当係長       | 内 山 | 和 哉 |
| 教職員係員        | 太 田 | 純   |
| 厚生担当係長       | 後 藤 | 園 恵 |
| 教職員係員        | 吉 尾 | 昇 平 |
| 教職員人事担当課長    | 阿 地 | 俊 弘 |
| 人事係長         | 松 下 | 正 直 |
| 人事担当係長       | 中 山 | 明 彦 |

|           |     |    |
|-----------|-----|----|
| 人事担当係長    | 三戸部 | 文彦 |
| 人事係員      | 佐藤  | 誠  |
| 人事係員      | 高橋  | 正樹 |
| 利用サービス課長  | 渡辺  | 孝之 |
| 情報化推進担当係長 | 浅野  | 隆夫 |
| 総務課長      | 杉村  | 亮  |
| 庶務係長      | 井上  | 達雄 |
| 書記        | 石川  | 亜樹 |

#### 4 傍聴者 1名

#### 5 議 題

議案第1号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第2号 札幌市立学校管理規則及び札幌市立中等教育学校学則の一部  
を改正する規則案

議案第3号 札幌市社会教育委員の委嘱について

議案第4号 札幌市特別支援教育振興審議会委員の委嘱及び任命について

議案第5号 札幌市立学校職員健康審査会委員の任命について

議案第6号 人事について（平成27年度札幌市公立学校教員採用候補者選  
考検査の第1次検査合格者について）

議案第7号 市立札幌開成中等教育学校の開校に向けた兼務発令について

議案第8号 教職員に対する懲戒処分について

**【開 会】**

○山中委員長 これより、平成26年第15回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議についてですが、会議録の署名は、臼井博委員と池田光司委員にお願いいたします。

本日の議案のうち、議案第3号、第4号、第5号は附属機関の委員の任免に関する事項、議案第6号、第7号、第8号は人事に関する事項という内容になっておりますので、教育委員会会議規則第14条第3号及び第2号の規定によって公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、本日の議案第3号から第8号につきましては、公開しないことといたします。

## 【議 事】

### ◎議案第 1 号 札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

○山中委員長 それでは、議案第 1 号について、事務局からご説明をお願いします。

○利用サービス課長 議案第 1 号「札幌市図書館条例施行規則の一部を改正する規則案」について説明いたします。

これは、S A P I C A に図書等の貸出券機能を付加させることによる規則案の改正です。

中央図書館では、図書館電算システムを本年 3 月に更新し、4 月から稼働させたところです。

本市では、新たな市民サービスの提供として、平成23年12月に公表された札幌市行財政改革推進プランにおいて、仕事の改革として時代に即した市民サービスの提供を掲げています。この市民サービスの提供には、札幌市 I C カード乗車券の S A P I C A の活用取り組みの一つとして、図書貸出券として利用できる機能の付加を示しています。

このたび、図書館システムの新システムへの移行に伴い、S A P I C A をさらに利活用できるようにし、サービスを向上させるため、使用者の氏名が印字された記名 S A P I C A に図書等の貸出券機能を付加させ、S A P I C A を提示することにより個人貸し出しを受けられるようにしたいと考えています。

これによって、現在の紙の貸出券から切り替えた利用者は、S A P I C A を提示することで貸し出しを受けられるようになります。

これに伴い、関係規定を札幌市図書館条例施行規則に追加する必要があるため、今回、この議案を提出するものです。

改正の内容は、新旧対照表をご覧ください。

施行規則第11条の 2 として、S A P I C A を提示することにより、図書等の個人貸し出しを受ける旨の申し込みができることについて定めたほか、第12条に利用手続について記載しています。

規則案の施行期日については、全館でこのサービスが適用となる平成26年 8 月20日としています。

なお、これに先立ち、中央図書館では、7 月30日から試験的な運用を開始することを考えています。

また、広報さっぽろ 8 月号にもこの P R を掲載する予定です。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山中委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご要望、ご意見などがありましたらお願いします。

○池田（光）委員 これは、S A P I C Aを活用した図書カードにするということはもう決定していて、その手続の内容についての審議ということですか。

○山中委員長 内容はこういう方向で行こうということは決まっているけれども、正式にはこの会議で決めるということですね。特に異論がなければこれで進めたいというご希望だと思います。ただ、重大な問題があるというようなどころがあれば、ご指摘いただきたいと思います。

○池田（光）委員 S A P I C Aを紛失したときはどうなるのですか。S A P I C Aには金銭的価値があるということで、紛失した場合は戻ってこないのかなというところが気になりました。これについては何か議論をされたのですか。

○利用サービス課長 紛失の場合には再交付をしていただくことになりますが、図書館ではS A P I C Aの発行はできませんので、地下鉄駅の窓口などで再交付していただくことになります。

○山中委員長 再発行したS A P I C Aを提示したら、紛失したS A P I C Aは使用できなくなるのですか。

○利用サービス課長 紙の図書貸出券と同じく、S A P I C Aを紛失された場合は、ご連絡いただければ、他者の悪用を防ぐため、図書館側で一時的に利用を停止します。後日、再発行したS A P I C Aに対して、あらためて図書貸出券として利用できるよう処理を行います。

○臼井委員 S A P I C Aには、貸し出し等の履歴も入っているのですか。

○利用サービス課長 図書館電算システムでは、S A P I C Aに記載されているS A P I C Aの番号を読み取り、紙の貸出券の利用者番号と紐付けして認証を行うだけなので、図書館では、貸し出しの履歴ほか、一切、S A P I C Aに対する情報の書き込みは行いません。

○山中委員長 今、情報が問題になっていますが、そのカードを入手したことによって様々な情報が漏れる心配はないのですか。

○利用サービス課長 ただ今説明をさせていただいたとおり、図書館ではS A P I C Aの番号を読み込むのみので、図書の貸し出し履歴などがS A P I C Aに情報として入ることはなく、そのような情報が漏れることはありません。

また、図書館でS A P I C A対応には使用していませんが、S A P I C Aを地下鉄窓口等で購入した際に登録される氏名や生年月日等の個人情報交通事業者等が用意する専用の機器でしか読み取ることはできません。

○池田（官）委員 各地区センターの図書室でも使えるということで、パンフレットの図書室というのはそういう意味ですね。

○利用サービス課長 8月20日からは全図書施設で使えるようになります。

○阿部委員 既存の図書貸出カードの紙があると思うのですが、それと併用して使うこともできるのですか。S A P I C Aに切り替えてしまったらS A P I C Aのみ使用していくことになるのですか。

○利用サービス課長 そうなります。

○山中委員長 S A P I C Aの利用範囲はどこまで広がっているのですか。

○利用サービス課長 バスと市電でも使えるようになりましたし、円山動物園の入園料の支払いや、住民票や戸籍などの支払いに利用できます。また、セイコーマートでの支払いにも利用できます。

○山中委員長 市が有料で提供している諸施設の使用料等にも使えるのですか。

○利用サービス課長 本市の公共施設利用料等については、現在は円山動物園の入園料のみかと思います。

○山中委員長 特に問題はありませんか。この点は直したほうがいいということはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 では、規則につきましては、ご提案のとおり可決するということでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長　では、議案第１号は、そのように決定いたします。

◎議案第 2 号 札幌市立学校管理規則及び札幌市立中等教育学校学則の一部を  
改正する規則案

○山中委員長 それでは、議案第 2 号です。

○学校教育部長 議案第 2 号「札幌市立学校管理規則及び札幌市立中等教育学校学則の一部を改正する規則案」について説明いたします。

現在、市立札幌開成中等教育学校の開校に向けた準備を進めており、平成26年4月からは、学校長を含めた一部教員の発令を行い、平成27年4月の開校に向け、教育課程の編成等、学校としての準備を進めているところです。

平成26年7月には新校舎が竣工し、8月以降、新校舎の施設管理、物品管理及び出納に係る業務が始まります。

また、生徒募集に向けて、募集要項の作成とともに、9月の学校説明会での出願書類の配付を控え、入学者選考に関する問い合わせ対応も本格化してまいります。

さらに、開校に向けて学校保健計画の作成など、具体的な準備に取り組んでいく必要があります。

こうした事務に対応するために、8月1日から、教頭、事務長、学校事務職員、養護教諭を、12月には、入学者選考に係る業務の開始に伴い、開成高校副校長、教頭及び教職員を兼務発令し、開校に向けた準備体制を本格化していく予定です。

これらの開校準備体制を整えるに当たっては、市立学校の運営に係る項目を定めた札幌市立学校管理規則並びに中等教育学校の管理運営を定めた札幌市立中等教育学校学則について一部改正の必要があることから、これらの改正案について、本日、ご審議いただきたいと考えています。

まず、学校管理規則の改正内容ですが、資料①札幌市立学校管理規則新旧対照表をご覧ください。

左側が現行、右側が改正後の規定となっています。

初めに、1 ページ目ですが、目次の形式を整えるとともに、第 4 条の副校長、第 5 条の主幹教諭に中等教育学校に係る規定を追加しています。

次に、2 ページ目をご覧ください。

第 6 条の主任等及び司書教諭に中等教育学校に係る規定の追加とわかりやすく規定を整備するとともに、文言整理を行っています。

続きまして、3 ページ目、第 7 条の事務長、第 8 条の事務主任等に中等教育学校に係る規定を追加しています。

また、第35条の学期、第36条の休業日に中等教育学校に係る規定を追加するとともに、第45条の幼児、児童または生徒についての報告について、退学処分

に係る報告に中等教育学校を追加するほか、今回の改正に合わせて、教育上、重大な事故については、幼児についても教育長への報告を課すための規定整備を行いました。

最後に、別表にて、中等教育学校に係る部分を追加しています。

以上が学校管理規則の改正内容です。

次に、札幌市立中等教育学校学則について説明いたします。

資料②札幌市立中等教育学校学則新旧対照表をご覧ください。

現行の規定では、附則にて、教頭、養護教諭及び学校事務職員については、学則の施行日（平成26年4月1日）後、最初に募集を行った生徒が入学する年度の初日（平成27年4月1日）に発令を行うこととなっていました。平成26年8月1日より発令を行う必要があることから、附則第2項を削除いたします。

最後に、施行期日についてです。

基本的には公布の日から施行となりますが、8月1日付発令に関連する学校管理規則第7条及び学則の附則第2項に係る規定は、平成26年8月1日からの施行、副校長ほか12月1日付発令に関連する第4条から第6条及び第8条の規定については、平成26年12月1日からの施行を予定しております。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

○臼井委員 文言の整理ということをおっしゃいましたが、文言についてです。第6条以降の学年主任等の仕事、あるいは指導主事の仕事もそうですが、現行では「連絡調整及び指導、助言」というのが、改正後は「及び」が「並びに」と変わっています。「及び」から「並びに」とした文言整理の意味するところの説明をお願いいたします。

○中等教育学校担当課長 連絡調整と指導、助言という三つの項目について、「連絡調整」と「指導、助言」、この二つに係ります。指導、助言は同じ考え方ということで、全部が並列であれば、「連絡調整、指導及び助言」になるのですけれども、連絡調整と指導、助言が並列の関係になるということで、「連絡調整並びに指導及び助言」となります。指導と助言は同列です。位置関係の整理をさせていただきました。

○山中委員長 法律用語の書き方があるようです。条文の書き方ですね。

○町田委員 指導と助言が対等の段階であるのですね。指導と助言が小さく並ぶものなので、そこをつなぐものとしては、「指導及び助言」ですと。「指導及び助言」というかたまりと連絡調整がまた並列の関係にあると。そこは、「及び」という言葉を使わないで「並びに」という言葉を使うのが法律をつくるときのルールらしいです。

現行の規定のときは「連絡調整及び指導、助言」としていたのが、法制度上から言えばずさんな条文でしたので、きちんと整理が必要ということで、「連絡調整並びに指導及び助言」ということだと思います。

○山中委員長 句点のつけ方、何々したとき、退学処分を行ったとき、こういうときでも句点をつけるというのが法文上の扱いになります。私も詳しく知らないのですが、ほかの条文も統一されていればいいのですが、例えば、第36条の休業日のところに、今まで「4月6日まで。」と丸がついていたのを今回は丸をなくしましたと。そういうところをきちんと統一して整理しているのならいいのですけれども、余り意味がないことではあると思います。文言整理ということで、またどこかで気がついたら、これは直そうという話になるのかもしれませんが。

○臼井委員 少し違和感を覚える部分がありますね。

○池田（光）委員 議案の1枚めくったところに（9）の別表中は、内容を変えたということですか。それとも、同じように文言の整理ですか。

○町田委員 別表中というのは、上の表が下の表に改正となり、中等教育学校分が加わるということです。

○中等教育学校担当課長 新旧対照表をご覧ください。別表の中に中等教育学校の項目が入っていなかったもので、それをここに入れました。

参考資料①の2枚目裏のページがまたがるところに中等教育が入りました。

○池田（光）委員 別表の「現行のとおり」とは、どういう意味でしょうか。

○中等教育学校担当課長 書くことを省略する意味で現行のとおりとしています。

○山中委員長 現行の文章がそのままあるのだけれども、現行と変わらないた

めわざわざ記載しないで、「現行のとおり」としているのですね。

○**中等教育学校担当課長** 別表の左側が、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の4校種だったところの、高校と特別支援学校の間に中等教育学校の学校種を入れて、その中等教育学校に必要な主任等を置いたということです。

○**総務課長** 他の校種は変わっていないので、非常にわかりづらいのですけれども、改正前のところは「省略」、改正後は「現行のとおり」と記載するのが規程整備の上での決まりとなっています。

○**池田（光）委員** ここは、一部追加という改正になったということですか。文言の訂正ではなく、内容の追加もあるということですね。

○**町田委員** 別表中に、中等教育学校の規定を入れ込む改正を行ったと。このような改正を行うと、技術的な手法として、「別表中の何々を何々に改める」というような表現をすることとなります。

○**池田（官）委員** 附則についてですが、新旧対照表を見ると、第2項を削ったというところのみになっているのですけれども、議案を見ると、先ほどご説明があったとおり、施行する期日についての記載があると思うのです。この附則は、新旧対照表には入らないのは何か理由があるのでしょうか。8月1日とか12月1日という日にちが入っている議案の附則は新旧対照表には入っていないと思うのです。これは何か理由があるのでしょうか。

○**町田委員** この新旧対照表は、改正の条文で言えば、第2条札幌市立中等教育学校学則の一部改正で、第2条中等教育学校学則の一部を次のように改正する。附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削るというのがこれです。

○**総務課長** 今、池田官司委員がおっしゃった最後の附則という部分は、学校管理規則と学則の一部を改正する規則案というのが一つの規則になるわけですね。Aという規則を直す規則で、その附則なのです。非常にわかりづらいです。

○**池田（官）委員** そういうつくりになっているということがわかりました。

○**山中委員長** 直したところを全部書いた上で、改正した箇所に下線を引くと、全体像がわかるかと思います。

○総務課長 長くはなるのですけれども、改正後の条文を全文つけるとわかりやすいのかもしれませんが。

○山中委員長 特に重要な改正などの場合は、そういうふうにしていただいたほうが理解しやすいので、そのほうがいいと思います。これは、さほど重要ではないと言ったら怒られるかもしれませんが、つけ加えたりして見直している部分ですからね。一度、こういうものができ上がったところがどうなっているのかなとご覧になるのはいいと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

○池田（光）委員 もう一つ、参考資料②附則の2があります。この附則の2が改正後は無いのです。これは、無くてもいいのでしょうか。

○中等教育学校担当課長 これは議案で削除させていただくことを提案させていただきました。

○池田（光）委員 議案で削除するという提案があったのですね。

○中等教育学校担当課長 1と2があったのが、2を削除してしまうので、1をつける必要がなくなるのです。

○山中委員長 今度、でき上がったものはこうなりましたというのを見せていただくと、ああ、そうかとなると思います。ですから、でき上がって、完全に改正が終わって、現行からこうなりましたという全体的なものを参考までに配付していただいたらいいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○臼井委員 一つの確認ですけれども、開成中等教育学校ができたときに、中等教育学校の校長と副校長ということで、現在、開成高校にも校長、副校長、教頭がいるのですが、今の開成高校の生徒がいなくなるまで開成高校の校長と中等教育学校の校長が並立するという趣旨ですね。

○中等教育学校担当課長 私ども中等教育担当課では、子どもたちが現開成高校の教育内容で学んでいくために、それを支える校長が必要であることと、中等教育学校は中等教育学校として新しい教育内容のプログラムを進めることとして、それを支える校長がそれぞれ必要だろうと思っています。

○臼井委員 現開成高校の全員が卒業するまで開成高校としての校長、副校長を置くということですか。

○中等教育学校担当課長 副校長以下は兼務がかかって、生徒指導上、自分は開成高校の先生で、中等教育学校と兼務がかかっていないと、その子どもに何かがあっても指導やサポートができないということにならないよう、副校長以下を全員兼務状態にすることによって、全ての子どもを支えることができるという考え方です。主にどちらに教えに行くかというのが本籍だという考え方になります。校長先生は、それぞれ兼務はかからないです。

○臼井委員 いわゆる教員としての本籍といいますか、主たる所属としては、現開成高校なのか、中等教育学校なのかということで、一応、定員といいますか、それは決めるということですね。

○中等教育学校担当課長 決めますし、ほとんどの先生は主たる本籍校の授業を持つことになります。

○山中委員長 ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 では、この改正はこのとおりでよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中等教育学校担当課長 委員長、実は、本日午後２時半に新校舎の引き渡しが行われて、中等教育学校の相沢校長に校舎を引き渡されることになります。お時間があれば、ぜひ一度視察にお越しいただければと思います。

○山中委員長 ありがとうございます。それでは、第２号議案は提案どおり可決ということで、次に参ります。

議案第３号からは公開しない議案となりますので、傍聴の方はご退席をお願いします。

|        |
|--------|
| 以下 非公開 |
|--------|